

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

生駒市消防長 福田 一 仁

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「経て財政経営課長」の次に「及び総務部専門官（所管専門官に限る。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「及び財政経営課長」を「、財政経営課長及び総務部専門官」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。